資料番号	総務４

令和６年７月 19 日
担当課　デジタル県庁推進担当　　県庁情報システム担当
担当者　担当課長　今川　　担当課長　森田谷
内　線　2433　　2444

職員の利用に係る生成ＡＩ環境の整備について

１　要旨・目的

職員が日々の業務において生産性の向上・効率化に取り組むための業務支援ツールとして、生成ＡＩを活用できる環境を全庁的に整備する。

２　現状・背景

生成ＡＩは、業務の効率化や県民サービスの向上のため、様々な場面で活用が予想される一方、情報漏えいリスクや生成物の正確性、著作権などの権利関係等の課題があることから、令和５年７月から試行的に導入し、活用可能な業務や利用環境を検証した。

試行の結果、その有効性が確認でき、セキュリティ面、運用面において、適切な環境を確保できる見込みとなったことから、本格的に活用する。

（参考）令和５年度の試行結果（試行後アンケート調査まとめ）
○　アンケート調査対象
　利用を希望した各局（計 100 所属程度）
○　調査結果
　利用した職員のうち、約 40%は、時間短縮などの「効果があった」と回答。また、半数以上の所属が日常的に利用し、多くの職員が引き続き利用を希望していた。
　一方で、試行環境であることに伴う文字数制限等の制約や、的確な回答を導くためのノウハウ不足などの課題も確認された。

３　概要

(1) 対象者

職員端末が使用できる全職員

(2) 利用サービスの概要

ア　利用サービス
　exaBase 生成 AI（株式会社 Exa Enterprise AI、株式会社エクサウィザーズ）
イ　システム概要
　試行結果を踏まえ、次の機能、サービスを付加することで、利活用を促進する。

区分	内容
生成 AI の種類	Azure Open AI（日本マイクロソフト(株)） ※GPT-4Turbo、3.5Turbo
登録アカウント数	制限なし（同時アクセス上限 500）
利用可能文字数	GPT-3.5Turbo 制限なし GPT-4Turbo 5,000 万文字／月
利活用促進	地方自治体向けのプロンプト※1テンプレート機能、RAG 機能※2
サポート	生成ＡＩ基礎研修、プロンプトエンジニアリング研修の実施
セキュリティ対策	機密情報ブロック機能、入力情報は機械学習に利用されない

※1 プロンプト…職員が生成ＡＩに入力する指示（質問）文。
※2 RAG…登録したデータ（要領など）から関連情報を取り出し、文章を生成する機能。

(3) 活用対象

業務遂行の過程において、次の事務処理を行う場合は、積極的な活用を促す。
ア　文章の生成・校正（説明資料の作成、メールの返信文作成、誤字脱字チェック等）
イ　情報の抽出（要約、表題の作成、キーフレーズの抽出、アンケート分析等）
ウ　アイデア創出（テーマ・論点出し、企画の視点拡張等）
エ　問題作成（問い合わせ、FAQ の作成等）
オ　業務改善策の提案（Excel マクロコードの生成・解釈、業務手順書の作成補助等）

(4)　利用ルールの整備

情報漏えいや知的財産権の侵害等のリスクを防止するため、広島県情報セキュリティポリシーを踏まえ、注意事項を定めたガイドラインを策定・周知する。

○　プロンプト入力の際には、情報漏えいのリスクを踏まえ、個人情報等は入力しないこと

○　生成物は、内容が不正確、情報が古い、第三者の権利を侵害する等の可能性があることを理解し、利用にあたっては内容を十分に確認すること

○　利用に伴う責任は、全て県に帰属するので、ガイドラインや生成ＡＩの特徴などを十分に理解の上で活用すること

(5) 利活用促進に向けた取組

○　オンデマンドによる説明会の実施に加え、日々の業務において手軽かつ効果的に活用できるよう、活用事例等を提供

○　疑問や効果的なプロンプトなどを職員同士がダイレクトに情報交換や質疑応答ができるコミュニティ（掲示板等）を設置

(6) スケジュール

運用開始日　令和６年７月 22 日（月）

(7) 予算（単県）

9,293 千円

(8) 今後の対応

コミュニティ等に集まる活用実態等の全庁へのフィードバックや研究会等の実施、安全性や有効性を確認しながら、プロンプトテンプレートや RAG を拡充するなど、日々の業務に役立つよりよい環境づくりに取り組む。

文章生成 AI 利用ガイドライン

令和6年7月
総務局デジタル県庁推進担当
総務局県庁情報システム担当

第Ⅰ章　はじめに

1　目的

本ガイドラインは、本県が導入する文章生成 AI に関し、広島県情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を踏まえ、職員が利用する際に注意すべき基本的事項を定めたものです。

一般的に生成 AI は、業務の効率化や新しいアイデア出しなどに役立つ一方、情報漏えいや権利侵害、不正確な情報の発信等のリスクがあります。

利活用に当たっては、本ガイドラインの内容を十分に理解し、遵守してください。

また、実際に利用する生成 AI の利用条件についても確認の上、利用してください。

なお、本ガイドラインは、国や社会の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

2　生成 AI の概要

（1）生成 AI とは

生成 AI とは、指示した内容に対し、学習データから関連する情報を取り出し、新しい文章や画像、動画、音声などを生み出すことのできる技術です。

人間の作業やアイデア出しなどをサポートするツールとして活用が期待されており、人間の創造性を高め、生産性を向上させることが期待されています。

（2）本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、生成 AI に対してプロンプト[1]を与え、文章を生成する「文章生成 AI（以下「当該 AI」という）」を対象としており、画像、動画、音声等の生成 AI は対象としません。

なお、画像、動画、音声等の生成 AI に係るガイドラインについては、今後の状況を踏まえ、検討していきます。

（3）生成 AI に関係する当事者

生成 AI は、①開発、②提供、③利用の各場面において、開発事業者やサービス提供事業者（以下「事業者等」という。）、利用者が当事者として関係します。

当該 AI の利用に当たっても、これらの当事者の関係を十分理解してください。

[1] 利用者の入力、指示文のこと

第Ⅱ章　利用上の遵守事項

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成するものであり、「注意が必要な情報であるか」「正確な情報であるか」などは、職員が判断する必要があります。

プロンプトの入力や生成物の利用に当たっては、個人情報等の取扱いや権利関係、情報の正確性等について、十分に確認してください。

1　プロンプト入力の際に注意すべき事項

情報漏えいのリスクがありますので、セキュリティポリシーの機密性分類区分[2]の「機密性3」に該当する情報は、入力しないでください。

【機密性分類区分】

機密性	内容
3	個人情報など特に機密性が高く、必要最小限の者のみが取扱うべきもの
2	直ちに外部への公開を予定していないもの
1	上記のいずれにも該当しないもの

※個人情報は絶対に入力しないでください。

2　生成物を利用する際に注意すべき事項

（1）生成物の内容は、必ず根拠等を確認すること

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成しますが、生成物には、権利侵害となる情報や誤った情報が含まれている可能性があります。

生成物の利用に当たっては、特に次のような観点から、「権利侵害となっていないか」「正確な情報であるか」などを十分に確認してください。

① 個人情報等が含まれていないか

プロンプトに個人情報等が含まれていなくても、当該 AI が学習データから個人情報等を取り出し、文章を生成する可能性があります。

② 誤った情報が含まれていないか

生成 AI は万能ではなく、誤った情報を生成する現象（ハルシネーション）や、差別や偏見などを含む内容を生成する可能性があります。

③ 既存の権利を侵害する可能性はないか

ア　著作権侵害

生成物について、既存の著作物との類似性、依拠性が認められる場合、それを利用することにより、著作権侵害に該当する可能性があります。

[2] 広島県情報セキュリティポリシー第２章 第３「２　情報資産の重要度分類」参照

イ　著作権以外の知的財産権（商標権・意匠権等）侵害

生成物の内容によっては、その利用に当たり、商標権や意匠権などの知的財産権の侵害に該当する可能性があります。

④　情報が古くないか

生成 AI は、サービスによって学習データの時点が異なり、学習データの時点以降の事実については、過去のデータに基づき生成する場合があります。

（2）生成物の著作物性に留意すること

生成物が著作物として認められるためには、著作権法により判断されますが、生成 AI に関する明確な基準はなく、個々の生成物により判断されますので、生成に当たっては、プロンプトの内容や生成過程に注意してください。

（3）当該 AI 事業者等による利用制限に留意すること

①　生成物の商用利用に当たって制限がないか

生成物を商用利用したい場合は、事業者等の利用規約による制限の有無の確認が必要です。ChatGPT の場合は、生成物の利用に制限がないことが利用規約に明記されています。

②　事業者等のポリシー上の制限に抵触しないか

事業者等によっては、独自の制限を設けていることがありますので、利用に際しては事業者等のポリシーを確認してください。ChatGPT の場合は、使用ポリシーにおいて、「許可なく法律実務を行うこと、または資格のある人が情報をレビューしないままに特定の法的助言を提供すること」などの目的での使用について、具体的禁止項目が定められています。

（4）所属の責任において利用すること

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成するものであり、当該 AI に、判断は一切存在しないため、当該 AI に責任を負わせることはできません。

このため、業務において生成物を利用する場合は、全ての責任が県に帰属することを認識し、本ガイドラインを遵守し、内容や表現を十分確認の上、各所属の判断において適切に利用してください。